

○内閣府告示第三百二十号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十四条第三項の規定に基づき、内閣総理大臣の定める利子補給率を次のように定める。

平成二十三年十二月二十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

東日本大震災復興特別区域法第四十四条第三項の内閣総理大臣の定める利子補給率は、〇・七パーセント以内とする。

附 則

この告示は、東日本大震災復興特別区域法の施行の日（平成二十三年十二月二十六日）から施行する。